

# ペットとともに暮らす

## 9月20日(金)～26日(木)は 動物愛護週間

動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深める動物愛護週間が、9月20日から始まります。市内では約1万4000頭の犬が飼養され、猫や鳥なども含めると、多くの方がペットと暮らしています。

ペットは私たちの生活に潤いや安らぎをもたらしてくれます。ペットの存在が人間関係を円滑にしたり、優しい心を育んだりします。また、命の大切さを学ぶこともできます。しかし正しく飼わなければ、周りの人やペットまでも不幸にしてしまう恐れがあります。

ぜひこの機会にペットについて考えてみましょう。

【保健所衛生課環境衛生担当 ☎(38)3317】

## 飼い主としての役目

近隣への配慮を忘れず、ペットが健康で安全に暮らせるようにルールを守って飼いましょう。



### 最後まで責任と愛情を持って

飼い主はペットの本能や習性をよく理解し、寿命を迎えるまで愛情を持って飼う責任があります。飼い主に何かあった時に備えて、ペットの世話をしてもらう人を確保しておきましょう。飼い主自身の病気などにより、どうしても飼えなくなった場合は、自分で新たな飼い主を探す、動物愛護団体に相談するなどして、譲渡先を見つけましょう。



### マナーを守る

#### 排せつ物の処理

犬のふんの放置は条例により禁止されています。飼い犬の散歩には処理袋を携帯し、ふんは必ず持ち帰りましょう。排尿後は水で洗い流すなどの配慮をしてください。自宅で排泄を済ませてから散歩に行く習慣づけをお勧めします。



安心だニャ

#### 猫は室内で飼う

飼い猫は法令で屋内飼養が推奨されています。近隣への糞尿被害やいたずら防止、猫同士の病気の感染や交通事故、迷子などの危険から猫を守るためにも、室内で飼いましょう。

### 迷子を防ぐ

保健所衛生課には、年間約160件ものペットの迷子相談があります。雷や花火の音にびっくりして逃げてしまった、散歩の途中でリードが手から離れてしまった、窓や玄関から外に出てしまったなど、原因はさまざまです。迷子になり交通事故に遭う可能性もあります。逸走防止の柵を設ける、散歩時にリードや首輪を二重にするなど、迷子を未然に防ぐような対策をしましょう。

#### 身元表示をする

迷子のペットが保護されても、飼い主が分からなければ帰ることができません。飼い主の名前、連絡先などを記載した迷子札を付けましょう。犬は、登録時に交付される鑑札と注射済票を首輪などに付けておくことが法律で義務付けられています。



迷子のペットは保健所で保護され、収容施設に収容されます。ペットが迷子になった時は、保健所衛生課までご連絡ください。また、迷子札をつけるとともに、半永久的に識別可能で確実な身元証明として、マイクロチップを入れる対策をしましょう。

## 動物フェスティバル神奈川2019 in さむかわ・ちがさき

わんにゃんマルシェ(チャリティーイベント)も同時開催

日時 11月24日(日)10時～15時 場所 寒川町民センター、さむかわ中央公園(いずれも寒川町宮山)

長寿動物の表彰式、ペットの災害対策についての市民公開講座、犬や猫の譲渡会など、動物愛護を推進するイベントを実施します。ぜひ、ご家族やご友人と一緒に遊びに来てください。